

壱岐市法令違反等通報制度

壱岐市では、職員等の法令違反行為等に対して、職員や市民の方が市に対して通報を行うことができる『壱岐市法令違反等通報制度』を設けました。

通報があった行為や事実に対して、必要に応じて調査や是正措置を行い、併せて通報者の保護を図ります。

1. 通報を行うことができる者

- (1) 職員等（正規職員、非常勤職員、臨時職員、請負事業等従事者等の労務提供者）
- (2) 職員等以外の者（市民の方）

2. 通報の対象となる行為又は事実

- (1) 法令に違反する行為又はそのおそれのある事実
- (2) 個人の生命、健康、財産若しくは生活環境等を害し、又はこれらに対して重大な影響を与えるおそれのある行為

※ 不正な利益を得る目的、職員を誹謗中傷する目的、第三者に損害を与える目的のものは対象となりません。

3. 通報の窓口

通報郵送先	〒810-0062 福岡市中央区荒戸3丁目1番26の1 カーサ・デ・ソレイユ2階 日野・田村法律事務所 弁護士 春島 律子
ファクシミリ	092-726-3332
電子メール	r.harushima@hino-tamura-law.jp

※ 下記の様式等により、親展文書（封書）、ファクシミリ又は電子メールにより上記窓口へ送付してください。

通報書の様式 [別記様式（第3条関係）]

4. 通報者の保護

通報者は、正当な通報を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けません。

5. 通報者の氏名等

通報にあたっては、原則として氏名及び連絡先を明らかにしなければなりません。ただし、通報者が希望する場合は、弁護士は市に対して、通報者の氏名及び連絡先等、通報者が特定される情報については報告しないこととしています。

壱岐市法令違反等通報制度に関するお問い合わせ

壱岐市総務部総務課職員班 電話 0920-48-1111 ファクシミリ 0920-48-1553